

名古屋都市計画地区計画の決定（愛西市決定）

都市計画南河田工業団地地区計画を次のように決定する。

名 称	南河田工業団地地区計画	
位 置	愛西市南河田町八龍及び江田、古瀬町江向の各一部	
面 積	約10.0ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、愛西市東部、日光川沿いに位置しており、市街化調整区域として、一帯には田園風景が広がっている。一方で、名古屋都市圏の主要道路である都市計画道路甚目寺佐織線に近接するとともに、広域的な交通ネットワークである東名阪自動車道及び名古屋第二環状自動車道のインターチェンジから10km圏内に位置するなど、交通利便性に優れている。</p> <p>そこで、地区計画を定めることにより、周辺環境との調和を図りつつ、本市の産業活性化を担う新たな産業拠点となる工業地を形成することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>優良な工業地として、周辺環境との調和に留意しつつ、交通利便性を活かした合理的な土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>優良な工業地として、周辺環境との調和を図るため、外周に緑地を配置するとともに、これらの機能が損なわれないよう維持・保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>優良な工業地を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限を行う。</p>
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	<p>工業団地の造成の中で道路、調整池、緑地等の公共施設を計画的に整備する。また、河川の整備見通し等を勘案し、企業用地においては盛土などの措置を行う。</p>

		種類	名称	規模	配置
地区施設の配置及び規模		緑地	緑地1号	面積：約0.9ha	計画図表示のとおり
		ただし、地区内道路を除く。			
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>1. 工場（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類E－製造業に属するものに限る。）、当該工場に関連する研究開発施設及び流通業務施設（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第2条第1号に規定する流通業務の用に供するもの）。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（り）項第3号8の3、9、13及び13の2並びに（ぬ）項第1号に掲げる事業を営む工場</p> <p>イ 法別表第2（ぬ）項第2号に掲げるもの</p> <p>ウ 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定するもの）の収集、運搬又は処分の用に供するもの</p> <p>2. 前号の建築物の従業員のための共同住宅又は寄宿舎</p> <p>3. 前2号の建築物に附属するもの</p>			
	建築物等の用途の制限				
	建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡			
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれらに代わる柱の面から、計画図に示す地区施設の緑地に接する敷地境界線までの距離は10m以上でなければならない。			
土地利用の制限に関する事項	地区施設の緑地の用途・保全に関する制限	<p>地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の樹木は、保全に努め、伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りではない。</p> <p>1. 非常災害のため必要な措置として行う行為</p> <p>2. 除伐、間伐、整枝等樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採</p> <p>3. 枯損した樹木又は危険な樹木の伐採</p> <p>4. 仮植した樹木の伐採</p> <p>5. 測量、実地調査又は施設の保守など通常の管理行為のための必要最小限やむを得ない樹木の伐採</p>			

「区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

理 由

当該地区は、周辺環境との調和を図りつつ、市の産業活性化を担う新たな産業拠点となる工業地を形成するため、地区計画を決定する。